

副本

平成26年(ワ)第9825号

安倍首相靖國神社参拝違憲確認等請求事件

原告 関 千枝子 ほか270名

被告 国 ほか2名

被告国第1準備書面（求釈明に対する回答）

平成27年1月29日

東京地方裁判所民事第6部合議A係 御中

被告国指定代理人	小山綾子	代
	福澤純治	代
	宮川広臣	代
	石川裕一	代
	大峯 隆	代
	大坪 摩利	代
	石原 裕二	代
	長澤範幸	代
	南部崇徳	代
	田野倉真也	代
	伊藤 隆	代

内 田 高 城
若 山 煉
加 藤 玲 磨
連 天 盛 之
志 村 直 志
後 藤 宏 喜
平 光 信 隆 (代)
浦 上 三 四 (代)

被告国は、原告らの平成26年（2014年）12月1日付け「準備書面1（求釈明）」（以下「原告第1準備書面」という。）2（3ページ）における被告国に対する求釈明事項に対し、以下のとおり回答する。

なお、略称は、本書面で新たに定めるもののはかは、従前の例による。

第1 結論

釈明の要を認めない。

第2 理由

被告国は、既に被告国の平成26年9月16日付け答弁書（以下「被告国答弁書」という。）第4（6ないし10ページ）において、訴状記載の請求の原因について、現時点で必要と認める範囲において認否している。

これに対し、原告らは、「争点が多岐にわたり、そのため、事実の存否の重要性が高い本件のような事案では、より一層事実の認否の必要性が求められる。」として、「争点を明確にし、適正・円滑な訴訟進行を実現するため（中略）原告が訴状で主張した本件参拝行為について、詳細な認否を行うこと」を求めている（原告第1準備書面3ページ）。

しかしながら、本件の争点は、本件参拝によって原告らの法的利益が侵害されたといえるか否か、本件参拝が公務員の職務行為として行われたといえるか否かの2点であり、その判断に必要な事実関係について認否をすれば足りるところ、被告国は、かかる範囲で必要な認否は既に行っている。

したがって、原告らの主張を踏まえても、被告国は、現時点において、これ以上の認否の必要を認めない。